

10

陸軍海軍日本軍艦隊は海軍第一号を受領し二十一日午前開航した。  
 海軍第一号命令第一号を受領し二十一日午前開航した。  
 連合艦隊の日本本土第一号艦隊は天候の都合により八月二十  
 八日より開始される予定の演習は行われず日本本土外各地域に於  
 ける停戦も進捗は甚しくなると見られる。八月二十三日頃  
 停戦の大合戦を見たと見られる。演習は行われず八月二十三日頃  
 九月二日午前九時海軍第一号艦隊は連合艦隊司令部「ロカーサ」  
 全権委員光澤及海軍大臣は連合艦隊司令部「ロカーサ」  
 元帥に対し謝意を述べし降伏文書に署名を了したのである。  
 降伏文書に署名を了したのである。

外務省

- 第二章 中立国との外交関係停止に至る経緯
- 一、在外公館の閉鎖及び財産文書の引渡
  - 二、利益保護問題
  - 三、在本邦中立国公館の閉鎖

外務省

「在外公館の閉鎖及び領事文書の引渡  
 聯合國政府命令第一九四五年十月二十五日附錄書に據し  
 政府は十月三十一日在外公館長に對し所定の領書を提出した。  
 即ち

- (一) 環西及び環東地域の日本公使に對しては  
 (イ) 伊國政府が日本の領事保護責任に屬する諸國における日本  
 公館の全財産及び文書を英國、蘇連邦、米國、英自治領  
 諸國、佛蘭西、並びに以上諸國の領土及び屬領にか  
 ては当該各國政府に對し、又その他の諸國に對しては受  
 領を命ぜられ連合國政府に對し、現狀のまま直ちに引  
 渡して呉れるより任國政府に要請すること。
- (二) 任國に在る日本公館の全財産及び文書を指定された連合國  
 代表に現狀のまま直ちに引渡し、今後任國政府との公け  
 の關係を停止すること。

外務省

- (三) 貴官、貴館員及び貴館管轄下の領事館員全員は帰朝すべ  
 こと。
- (四) アフガニスタン、リスボン及びダブリンの各公館長に對し  
 ては
- (イ) 任國に在る日本公館の全財産及び文書を指定された連合國  
 代表に現狀のまま直ちに引渡し、今後任國政府との公けの  
 關係を停止すること。
- (ロ) 前項(イ)に同じ  
 を命じたのであるが、右の訓令に接した在外各公館の閉鎖  
 及び財産文書引渡の狀況は次の通りである。

外務省

付通 西

(4) 在リヌマン公使館

加藤公使は十一月一日國會を基き申入れを瑞西政府に對して行くと共に瑞西政府に對する日本領公館の財産文書の引渡に關してあつた協定を依頼し、他方該協定執行に關する一切の準備を整へていたが、瑞西政府は、引渡は一應瑞西領に對してこれを行ひ、瑞西政府より領事館に對して引渡して呉れる手續とすも、同月十八日瑞西領代表に對して引渡手續を完了した。

(5) 在リヌマン領事館

同領事館十一月十八日瑞西政府の委任を受けて來訪した州警察官廳に對して引渡を完了し、事務所を封印した。

付通 東

外務省

付通 西

(4) 在リヌマン公使館

岡本公使は十一月一日瑞西外相と會見して國會の趣旨を傳へると共に國會代表と會見出席の協定を依頼した。同日午後東京瑞西領公使館員が瑞西外務省員と共に來訪し、公使館事務所を封印した。その際公金残額を引渡したが、後十一月二十日に再び正式に瑞西領に署名を行つて手續を完了した。

(5) 在リヌマン領事館

瑞西公使は政府の訓令を基き、瑞西外務省に請願の申入れを行くと共に引渡に關するあつた協定を依頼して置いたが、十一月十五日東京支代表公使館に來訪し、事務所を封印した。

(6) 在リヌマン領事館

十二月六日中國外交部代表に對し引渡を完了した。

外務省

在オーストリア領事館

オーストリア駐米海軍司令官の命令に依り、領員は既に十月一日、領館をオーストリア領事館に移した。

在オーストリア領事館

七田公使は十一月七日、国外に出発するに必要の申入れを行ひ、更に十日、オーストリアの東國公使館に於いて、東國支那の五代親王と会見し、日本政府親善及び東國の国境を争奪し、此の親善を以て東國の親代表は親善立命の下に日本公使館の内務を一進歩をした。然し同地の事情に依り、同公使館は出立して、領館に滞在せらる。唯十日、領館にて國境を引越して、領館との全式關係を停止した。

また七田公使一行は、翌年一月二十七日、オーストリアを出発するに依り、領館は同日完全に移した。

外務省

在オーストリア領事館

在オーストリア領事館は本件引渡に關し十一月五日、オーストリア政府を通じて、聯合國領事館に申入れたが、聯合國領事館は直に、領館を致す旨の電報があつたので、十二日先方に対し直に、領館入札を行つた。

然しこの結果に關して、同領館より何等の報告に接しなかつた。同月二十六日、聯合國領事館高司令官より、同領館領事館に、同領館の求願を領事館に出頭して、領館及び領事館の引渡を代行する領館をすべし旨の指令があり、政府は同二十八日、領館令を發した。

同領館領事館は、同令に依り十二月五日、東國領事館に、同領館の上引渡及び領館の引渡する旨の電報を平復したが、同領館は、同領館の求願に依り、同領館を領館としたと云ふ、英國領事館も同令に依り、聯合國領事館の電報を平復した。然し同

外務省



利益保護問題

最近時局激変に於ける日本の利益代表事務は増徴及び増徴に依り行われて居るが、在外公使館並に支那駐在に關する一九四五  
 年十月二十五日附の通令の中で適合關係は通商及び増徴が從來如  
 り旧條約に於ける日本國民保護の通常事務を維持することと異  
 なること、又今回の情勢に依り新たに關係となるべき中立國  
 における日本國民保護の通常事務は増徴又は増徴がこれを行つ  
 て支拂いすることを通告して来た。これに対し日本政府は前項在  
 外公使館並に支那駐在に關する通令と同時に、増徴政府に対しては  
 増徴、ポルトガル、アイル及びアガエスタン諸國に於ける通  
 常利益代表受方又増徴政府に対しては増徴に於ける利益代  
 表受方、夫々加派公使及び日本公使をして申入れしめた。  
 然し其後増徴政府からは十二月二十一日附にて増徴に於ける  
 日本の利益代表を引受ける旨回答があつたが、増徴政府は十二

外務省

月二十九日附にて日本政府の新たな申入れのみならず、從來引  
 受けて居た分についてもその履行を拒絶して来た。

依つて日本政府は翌年一月二十六日從來増徴が日本の利益代  
 表となつて居た諸國其他中立國に於ける利益代表を瑞典に依頼  
 したが、瑞政府は二月十八日附にて右依頼に應じ得ない旨回  
 答して来た。

従つて現在外國に於ける日本の正式利益代表國は瑞典のみ希  
 臘、メキシコ、エカラガ、オスタリカ、ペルー、ブラジル、ボ  
 リヴィア、パラグアイ、ウルガイ、チリ、デンマーク、フィン  
 ランド、ベルギー、ルーマニア、ブルガリア、トルコ、シリア  
 イラン、イラク及び増徴等に於ける日本國民保護の事務に當つ  
 て居るに止まる。

外務省

現在本邦中立国代表の職務

一九四一年十一月五日附設で通令國最高司令官より在本邦中立国代表の職務に關する訓令が下された。従つて自國外務大臣は十一月十九日東京通令公使に「中立国代表の職務に關し、又二十六日アムステルダム公使に對し、右訓令の内容を照會した。以上を要するに、通令の趣意に照つたアムステルダム公使に對しては二十一日國務院在大久保公使をして阿波口上書を手交せしめて、本邦駐在中立国代表との公式關係は停止せられた。

然し中立国との間の關係よりの通令の趣意、利益保護事務の施、中立国代表に對する各段の便宜供與等に關しこれら通令との接觸方針に對しては國務院が「た爲日本政府より通令した結果、高司令官より十二月八日附にて中立国代表に文書を送付する。通令は等して通令の趣意に照しては便宜供與すること(中立国代表に對する便宜供與に關しては便宜供與も外務省がこれに關する。

外務省

と、を繼續して来た。そこで日本政府は十二月二十二日附にて在京通令、通令、ボルトガム、アムステルダム各代表にこの旨を通報し、通令右の方機で中立国代表との接觸が行はれてゐる。

外務省

